

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(當日が休日は、翌日発行)

目次  
◇告示 米飯提供業者の登録  
計量器の定期検査の実施  
◇教委告示 臨時教育委員会の招集

## 告示

### 鳥取県告示第四百二十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四  
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規  
則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

倉振 第三〇二号 昭四〇、七、三〇 壺坂恭子 瓢箪屋 東伯郡三朝町大字三住所（同朝九七三番地の一〇）

### 鳥取県告示第四百二十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき、境

港市の計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検 査 日 時	検査区域	検査場所
九月二十七日 午前九時三十分から午後三時三十分まで	境港市	外江公民館
" 二十八日 "	"	渡 "
" 二十九日 "	"	中浜 "
" 三十日 "	"	余子 "
十月 一日 "	"	上道 "
" 四日 "	"	境 "
" 五日 "	"	"
" 六日 "	"	"
" 八日 午前十時から午後三時まで	"	"

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第十九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年八月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 荻 原 治 郎

- 一 日時 昭和四十年八月三十日 午前十時三十分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 昭和四十一年度県立学校使用教科書の採択について (2) その他